



平成19年9月26日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 満 義
(コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部)
問合せ先 総務・人事本部 総務部長
竹田 優
(TEL. 03-5544-1111(代表))

建設業法に基づく営業停止処分について

このたび当社は、防衛施設庁発注工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、建設業法第28条第3項に基づき、国土交通省関東地方整備局から平成19年9月25日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

本件に関しましては、株主の皆様並びにお客様をはじめ、ご関係の皆様にご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続き法令遵守、企業倫理の更なる徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域外における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期 間

平成19年10月9日から10月23日までの15日間

以 上